

本市の対応状況及び4月以降の対応について

資料2

区分	対策	市の対応状況（3月24日時点）	4月以降の市の対応（4/1～4/15）	国・県の主な対応・要請等
体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療部門の増員 拡大対策本部の設置 	<p>(1)保健医療部門等の増員</p> <ul style="list-style-type: none"> あかし保健所：9名増員（うち保健師6名） 高齢者総合支援室：高齢者施設巡回強化のため6名増員 総合安全対策室：事務職3名増員 <p>(2)拡大対策本部会議の開催（2回） 3月9日（月）、3月24日（火）開催</p>	<p>(1)保健医療部門等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、総合安全対策室、明石保健所を中心に、強化した体制で対応 <p>(2)拡大対策本部会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も社会情勢に応じて開催する。 	
相談 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスに対する様々な相談窓口として、総合相談ダイヤルを設置（078-918-5090） 毎日：9時～20時対応 感染症に関する相談窓口として、感染したかもダイヤルを設置（078-918-5439） 平日8:55～17:40対応 上記以外は、078-912-1111 市ホームページ、広報あかし、SNS、青色パトロール、防災行政無線等を活用した情報提供 	<p>(1) 相談窓口の対応（相談件数）</p> <p>①総合相談ダイヤル（本庁舎4階）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員4人による相談体制 延べ相談数：341件（3/24） <p>②感染したかもダイヤル（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等4～6人による相談体制 延べ相談数：1278件（3/23） <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページによる情報発信 3月15日号、広報あかしによる情報発信 専用ダイヤルの周知のための、ちらし、ポスターの配布 ツイッター、フェイスブックによる情報発信 明石ケーブルテレビによるあかし市民広場での予防対策映像の提供 	<p>(1) 相談窓口の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「総合相談ダイヤル」及び「感染したかもダイヤル」を継続する。 感染症に関する相談が増加傾向にあるため、今後の推移を見極め、「感染したかもダイヤル」の相談受入れ体制の強化を考慮する。 <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、広報あかし、ちらし、ポスター、SNS等によるタイムリーな広報の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置（国・県） 心のケア相談（県） 県精神保健福祉センター 在留外国人等に対する多言語での生活相談（県） ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む11言語にて対応
検査 医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 感染症病床をはじめ専用の入院病床確保 帰国者・接触者外来の設置・支援 医師会、市民病院、民間医療機関との連携 	<p>(1) PCR検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立健康科学研究所において検査を依頼する。 県内の検査可能件数（1日あたり）：<u>162件</u>（県90、神戸24、姫路24、尼崎24） 検査実績：市内41件（すべて陰性）（県内：1518件）（3/24現在） <p>(2) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内医療機関の協力を得て、感染症病床を確保 帰国者・接触者外来の設置（市内3病院） 上記外来に対する支援（マスク、アルコール消毒液、外来用テント貸し出し（1式）） 	<p>(1) PCR検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立健康科学研究所での検査を継続して依頼する。 <p>(2) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院病床の確保に努める。 患者の増大に伴い、重篤な患者が感染症への対応病院を受診・検査・入院等ができなくなることを避けるため、一般病院、帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関などへの患者のトリアージを適切に行う。 医療機関に対する支援を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療体制（県） 感染症病床以外での入院病床を確保するため、人口呼吸器等の備品整備を支援 補助対象：人口呼吸器、人工肺、個人防護服 入院体制の強化 入院患者の増大に対応できるようにするため、更に100床の確保、合計<u>254床</u>を目指す。 外来医療体制の強化・充実 帰国者・接触者外来医療機関の増加（県）（31→40） 新型コロナウイルス入院コーディネートセンターの設置（県） 患者の状態に応じ、適切な入院調整を行う。 ○ PCR検査体制の強化（県） 検査試薬の追加購入（14000人分）

区分	対策	市の対応状況（3月24日時点）	4月以降の市の対応（4/1～4/15）	国・県の主な対応・要請等
市の備蓄物資	・医療用マスク、消毒用アルコール等の配布・確保	<p>(1) 医療用N95マスク（備蓄数：2,000枚） 帰国者・接触者外来の感染症病棟用として提供</p> <p>(2) サージカルマスク（備蓄数：50万枚） 帰国者・接触者外来、及び保健所が支援を必要と判断する医療機関に提供</p> <p>(3) アルコール消毒液（備蓄数：280ℓ） 帰国者・接触者外来、及び保健所が支援を必要と判断する医療機関に提供</p> <p>・施設等の消毒用としては、次亜塩素酸ナトリウムを推奨する。入手できない場合は弱酸性次亜塩素酸水（消防局保有）を使用する。</p>	<p>(1) (2) マスクの配布及び確保</p> <p>・同左</p> <p>・引き続き配布及び確保を継続する。</p> <p>(3) アルコール消毒液の配布及び確保</p> <p>・同左</p> <p>・引き続き確保に努める。</p>	<p>○ マスク対策（国）</p> <p>①マスクの転売防止対策</p> <p>・国民生活安定緊急措置法施行令を改正</p> <p>②布製マスクの配布</p> <p>・国が布製マスク2000万枚を一括購入し、地方公共団体の協力も得て、介護施設等に一人1枚を配布</p> <p>③医療用マスクの安定供給</p> <p>・国が1500万枚を購入し、地方公共団体等を経由して、必要な医療機関に優先配布</p> <p>・国備蓄マスク（8万6千枚）を県内感染症医療機関に優先配布（15病院、2団体）</p>
重症化予防対策	重症化しやすい高齢者、基礎疾患を持つ人、その家族を念頭に正確な情報を伝え、感染症対策の徹底を図り、重症化を予防する。	<p>(1) 高齢者福祉施設等に対する巡回指導</p> <p>・保健所と高齢者対策担当部署等が連携し、医療職・福祉職員等が施設を巡回し感染症対策を指導する。</p> <p>・保健師等、3名1個チーム（3コ班）により、市内141カ所の高齢者施設を巡回指導</p> <p>・施設職員用の布マスクを順次配布する。</p> <p>(2) 啓発広報</p> <p>・高齢者サービス事業所、医療機関、商業施設、公共施設でチラシ配布（掲示）</p> <p>・公共施設等にポスター掲示</p> <p>・民生委員による要配慮者高齢者へ手渡し配布</p> <p>・自治会・町内会回覧</p>	<p>(1) 引き続き、必要に応じて高齢者福祉施設等に対して、感染症対策を確認・指導する。</p> <p>(2) 要配慮者等からの相談及び検査・診察時の配慮について市内医療機関に対応を依頼する。</p> <p>(3) 啓発広報</p> <p>・引き続き、啓発広報に努める。</p>	<p>○高齢者施設・障害者施設等（県）</p> <p>・介護職員が休暇を取得せざるを得ない場合における応援職員の派遣旅費等を支給</p>
喫煙対策	・感染防止のための喫煙対策		<p>喫煙者の重症化リスクの軽減及び喫煙所内での利用者間の濃厚接触の防止等及びを目的として、市内に設置した喫煙所を閉鎖する。</p> <p>(1) 閉鎖する喫煙所</p> <p>JR各駅前（朝霧駅、明石駅、西明石駅、大久保駅、魚住駅）に設置した全喫煙所9か所</p> <p>(2) 閉鎖時期</p> <p>令和2年4月1日（水）から4月15日（水）まで</p> <p>・社会情勢に応じて4月16日以降の閉鎖を検討する。</p>	

区分	対策	市の対応状況（3月24日時点）	4月以降の市の対応（4/1～4/15）	国・県の主な対応・要請等
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼、小、中、高、コミセン等の休業・再開 	<p>(1)市立幼、小、中、高、特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3/16 から特別支援学校を含め学校再開 ・ 家庭の事情で欠席した場合でも出席停止扱い。学習フォローアップを行う。 ・ 保育園、学童・あずかり保育は通常どおり <p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの登校前は、各家庭で検温 ○ 集団登校では2列にならないよう呼び掛け ○ 学校では石鹸によるまめな手洗いを徹底 ○ 席の間隔を空け、生徒同士によるペア学習や教科書の音読、合唱等は避ける。 ○ 窓を10cmほど開けて常時換気、加えて1時間ごとに窓を全開して換気 	<p>(1)市立幼、小、中、高、特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春休み明け（4/8）以降、通常どおり ・ 3月の休業期間に応じて、夏休みを短縮する。 ・ 保育園、学童・あずかり保育は通常どおり <p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校（県） ① 児童生徒、教職員の健康管理を引き続き徹底する。 ② 部活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動場所は校内のみ。 ・ 活動時間は1日2時間 ・ 最低平日2日、土日に1日の計3日休む ・ 対外試合、合同試合は行わない。 ③ 新学期は例年どおりとする方向で準備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者大学等（県） 卒業式、講座の中止・延期
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の状態、利用者の人数、年齢層などに応じ、開閉館、事業の中止等を判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者間の交流がメインとなる施設等は、3月15日まで使用中止 ・ 3月16日以降は個別に感染リスクを判断して再開もしくは中止を継続 <p>《3月16日から再開した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センター ・ ユーススペース（音楽スタジオ・ダンススタジオ以外） ・ こども食堂 ・ コミュニティセンター（会合等のみ再開） <p>《3月31日まで中止を継続した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子交流スペースハレハレ ・ あかねが丘学園 ・ 高齢者ふれあいの里 <p>※詳細は別紙「主な市内施設の休所情報」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には下記の感染拡大防止措置を講じ、通常通り再開する。 ・ 感染拡大防止措置を講じることが困難な施設については、当面の間（4/15まで）、閉所を継続する。 <p><感染拡大防止措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 屋内の場合、定期的に換気することができる。 ② 来場者相互の距離を約2m程度とることができる。 ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声を避けることができる。 <p>《閉所を継続する主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーススペース（音楽スタジオ・ダンススタジオは中止を継続） ・ コミュニティセンター（会合等による使用以外は中止を継続。上記の感染拡大防止措置を講じた上でグラウンド及び体育館のスポーツ利用は再開する。） ・ あかねが丘学園（入学式は中止。ゴールデンウィーク明けからの活動開始を検討中） ・ ふれあいの里（囲碁・将棋、カラオケ、風呂は中止を継続） <p>※ハレハレは入場人数を減らして再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明石市民のみ利用可／1回の定員80人（通常は120人） ・ 通常5回入れ替え制を3回制とし、入れ替えの間に換気と遊具の消毒を行う。 <p>別添「主な市内施設の休所情報」参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術文化施設（県） ・ 美術館、博物館、図書館などは、鑑賞のみ ・ 自主事業等は、3/31まで自粛 ○ 体験館、交流館等（県） 3/31まで閉鎖

区分	対策	市の対応状況（3月24日時点）	4月以降の市の対応（4/1～4/15）	国・県の主な対応・要請等
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> 会場の状況等を踏まえ、市が主催・共催し、不特定多数（概ね100名程度）が参加するイベント等については、中止・延期 高齢者が多く参加するイベント等は中止・延期 	<p>(1) 市主催・共催イベント等については、原則として3/31まで中止・延期</p> <p>【感染対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施する場合は、咳エチケット、手洗い等の徹底 風邪症状のある人、高齢者、基礎疾患のある人への参加自粛を要請 3月末までのキャンセル料は、全額返還する。 <p>(2) 市主催以外については、市の方針を参考にしつつ、開催の必要性を改めて検討してもらう。</p>	<p>(1) 市主催・共催のイベントの延期・中止を4/15まで継続</p> <p>イベント等の実施にあたっては、下記の感染症予防対策を確実にとる。</p> <p>【感染対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に換気を行う。 人と人の距離を2m程度あける。 近距離（互いに手をのばしたら届く距離）での会話や発声を避ける。 風邪症状のある人は、入場を遠慮してもらう。 手の消毒、マスクの装着、咳エチケットを行う 市施設（指定管理施設を含む）のキャンセル料は、4月30日までのキャンセル料の申し入れがあったものは徴収しない。 <p>(2) 市主催以外については、市の方針を参考にしつつ、開催の必要性を改めて検討してもらう。</p> <p>(3) 花見の対応（市の公園等）</p> <p>制限や自粛はしない。</p> <p>（感染症対策を講じる）</p>	<p>○県主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/31まで自粛を基本 <p>○花見の対応（県立都市公園）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般花見客の来園・宴会は妨げないが、飲酒の自粛を求める。（期間中、酒類の自動販売機は休止） 滞留防止のため、露天等の出店は不可 密集の恐れが高い場所に一定の間隔で目印をつける。
感染者が発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 市の施設等で感染者が発生した場合の対応 	<p>(1) 基本的対応</p> <p>施設の閉鎖を行い、消毒を徹底した後、速やかに再開する。</p> <p>(2) 市役所施設、その他公共施設（市直営、指定管理施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消毒のため一旦閉鎖し、できるだけ早く業務を再開する。 閉鎖の範囲、濃厚接触者の特定については保健所と協議の上決定する。 <p>(3) 学校園等</p> <p>① 小中学校、特別支援学校、明石商業高校</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒、教職員が罹患した場合、休校する。（休校期間：最長2週間） 休校期間中に、①施設消毒、②濃厚接触者の特定、③感染経路の確認を行う。 学校の再開については状況を勘案して決定していく。 <p>② 幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児及び教員が罹患した場合、休園する。（休園期間：2週間） 小学校とは建物が別のため、小学校が休校となった場合でも幼稚園から感染者が出ていない場合は休園しない。 <p>③ 保育所・認定こども園</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児及び教員が罹患した場合、休園する。（休園期間：2週間） <p>④ 放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童及び職員が罹患した場合、休所する。（休所期間：2週間） 学校が休校となった場合、放課後児童クラブも連動して休所する。 <p>※職員が罹患し、児童が濃厚接触者と判断された場合、その児童の学校の欠席については教育委員会の決定による</p>	同左	

区分	対策	市の対応状況（3月24日時点）	4月以降の市の対応（4/1～4/15）	国・県の主な対応・要請等
企業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業融資制度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業融資制度による対応 ・新型コロナウイルス対策貸付制度（2/25～）の開始にあたり、市内の銀行に対して制度について周知するとともに、企業等への適切な対応を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業融資制度による対応 ・引き続き、市内の銀行に対して制度について周知する。 	<p>【金融面の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号（突発的災害）を運用開始（3/2）（国） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を創設（国・県） ・中小企業融資制度（国） ・金融対策特別相談窓口（県） ・金融機関への配慮要請（県） <p>【休業等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の特例措置の拡大（国） ・時間外労働等改善助成金の特例（国） ・小学校休業等対応助成金（国） ・地方公共団体の調達における対応（国） ・官公需における中小企業への配慮（国） ・テレワーク等の推進（国）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職員関係 	<p>(1)時差出勤、テレワーク等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場の特性に応じ、時差出勤を実施 ・テレワークの可能性を検討し、条件、通信手段、経費等を具体化 <p>(2)感染症拡大防止に係る特別休暇の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に準じた取扱いにより、適正な運用に努める。 	<p>(1)時差出勤、テレワーク等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染の拡大等に応じ、時差出勤を弾力的に運用するとともに、テレワークの活用を準備する。 <p>(2)感染症拡大防止に係る特別休暇の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の柔軟な勤務体制の確保（2/27）（国） ・感染症拡大防止に係る特別休暇の適切な対応（3/5）（国）